

観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方の前提条件と検討対象について【令和6年度 第1回検討会議資料】

	1 財源不足額	2 財源確保策	3 他税目の検討結果	4 町民会議の提言	5 コロナ禍以降の社会変化	(別枠) 行財政改革
これまでの取組経過等と町の考え方(※)	- 財源不足の背景は、町税の著しい減少や施設の老朽化に伴う大型建設事業であるが、行政サービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出である。 - これを踏まえ算出した中長期財政見通しの歳入歳出差引額から、行財政改革アクションプランの収支改善効果額を引いて財源不足額を算出。 中期：3,500万円／年 (R6～R10) 長期：5億9,400万円／年 (R11～R15) 約5.6億円の増	H28～30 固定資産税超過課税の実施 (法定税と法定外税の実施可能性を検討) R1～5 固定資産税超過課税の継続 R4, 5 次期財源確保策の検討 (5年毎の超過課税の検証結果を踏まえた検討) ↓ 中期：①固定資産税超過課税の継続 ②ふるさと納税の強化 長期：①固定資産税超過課税の継続 ②ふるさと納税の強化 ③観光まちづくり財源導入	- 観光まちづくり財源の検討にあたっては、既に入湯税収入が1割以上となる約7億円あり、さらに、入湯税の充当対象と一部重複するごみ処理手数料やふるさと納税も考慮すると、仮に同様の使途の税目を導入したとしても事業費のごく一部にしか充当できず、財源不足の解消効果は限定的である。 - このため、使途については、観光客受入関係経費(観光施策の充実)だけでなく、人件費を含めた既存の観光振興や消防力の維持、防災対策等に要する経費(観光施策の維持)も対象とする必要がある。	- 箱根町の存立基盤は、国内有数の観光地であることであり、現在だけでなく、将来的にもそうあり続ける必要がある。 - 観光地として繁栄することは、町民の就労機会の確保や観光関連の税収による行政サービスの充実につながると同時に、住民をはじめ箱根を基盤として生活する人々の活動により箱根の観光が支えられている。	- 新型コロナウイルス感染症により、入湯税をはじめ歳入が大幅減となる中、町民や町内事業者、数々の緊急支援策(総額約40億円)を実施してきた。 - 観光産業全般における人材不足やそれに伴う外国人住民の増加、世界的なインフレや円安の影響による物価高騰といった新たな課題も顕在化している。 - 地域活動の縮小の影響をはじめ、人口減少、少子高齢化と相まり、地域コミュニティの機能低下が懸念される。 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、非接触型サービスに対するニーズが高まるなどの変化が生まれている。	- 行財政改革アクションプランや公共施設再編・整備計画の着実な実施。 - 特に令和11年度以降の長期では多額の財源不足が見込まれている中で、既存事務事業の見直しや財源確保策だけでは、持続可能な財政運営を実現することは難しい。 - このため、縮小傾向で推移する税収に見合うように歳出を抑制すると同時に、その歳出によって最大の効果を上げることができるような行財政運営方法を確立する必要がある。
	固定資産税超過課税の継続はやむを得ないだけでなく、財源不足の状況に応じてさらなる税収の確保が必要となる可能性があるため、超過課税以外の財源確保策を視野に入れておく必要がある。	長期的な財政見通しを踏まえれば、町民・事業者だけではなく観光客に更なる負担を求めることも必要であると判断できることから、観光まちづくり財源の具体的な検討を進める必要がある。	先進団体では主に観光施策の充実分を対象としているが、本町の特性や実情を踏まえると、観光施策の維持に要する費用も対象とした制度が必要である。	長期的にも町が発展するために「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような施策の展開とそれを支える財政構造や負担のあり方を考える必要がある。	新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けている町民の暮らし、町内経済のさらなる回復を図るとともに、コロナ禍で顕在化した様々な社会変化に適応する必要がある。	超過課税を継続したが、財源不足の拡大を見据えると、更なる負担を求めざるを得ない状況である。そのために町は、公共施設の抜本的見直しをはじめ行財政改革に取り組み続け、町民等の理解や協力を得ていくことが不可欠である。
	前提条件	A 長期的な財源不足への備え	B 観光客に負担を求める方策	C 維持あつての充実という考え方	D 観光と暮らしを両輪と捉える	E 新たな社会変化への対応
令和5年～8年度	観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議 5つの前提条件(A～E)をもとに 次の3項目を検討 ① 歳出の対象分野と規模感 ⇒ ② 観光まちづくり財源のあり方 ③ 具体的な制度内容 b 新たな財源確保策の案					第2期公共施設再編・整備計画
令和9年～10年度	a 固定資産税超過課税の扱い	第7次総合計画前期基本計画・実施計画の策定 c 新たな財政見通しの策定 (歳入歳出差引額の算出)				d 次期行財政改革アクションプランの策定 (収支改善効果額の算出) 行財政改革有識者会議 行財政改革の計画策定及びその他 行財政改革に係る意見、提言
令和11年度以降	行財政改革推進本部会議 (本部長：町長) 令和11年度以降の財源不足額の算出 (c, dを策定し算出) 令和11年度以降の財源確保策の検討・決定 (a, bをもとに検討・決定) 議会手続 財源確保策の実施					

町の考え方(※箇所)は、「財源不足に対する町の考え方(平成30年7月作成 第1版)」及び「令和6年度以降の財源不足への対応について(令和5年5月作成)」を要約したもの。